

市第60号議案

横浜市事務分掌条例の一部改正

横浜市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成20年11月27日提出

横浜市 長 中 田 宏

横浜市条例（番号）

横浜市事務分掌条例の一部を改正する条例

横浜市事務分掌条例（昭和26年10月横浜市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第1条中

「 道路局

(1) 道路に関する事項」

を

「 道路局

(1) 道路に関する事項

(2) 河川に関する事項」

に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

提 案 理 由

道路局に河川に関する事務を移管するため、横浜市事務分掌条例の一部を改正したいので提案する。